

旅客営業規則 新旧対照表

改 定	現 行	備考																				
旅客営業規則 2018年4月1日規則第38号 (乗車券の発売場所) 第19条 乗車券の発売場所は、次のとおりとする。ただし、当社が必要と認めるときは、他の場所で発売することがある。 <table><tr><td>乗車券の種類</td><td>発売場所</td></tr><tr><td>普通券 団体券</td><td>各駅</td></tr><tr><td>定期券</td><td>各駅並びに梅田、難波、天王寺、東梅田、谷町九丁目、平野、弁天町、堺筋本町、大正及び京橋の各駅構内定期券発売所（以下「定期券発売所」という。）</td></tr><tr><td>回数券</td><td>定期券発売所（難波、天王寺及び東梅田に限る。）</td></tr><tr><td>1日乗車券</td><td>各駅及び定期券発売所</td></tr></table>	乗車券の種類	発売場所	普通券 団体券	各駅	定期券	各駅並びに梅田、難波、天王寺、東梅田、谷町九丁目、平野、弁天町、堺筋本町、大正及び京橋の各駅構内定期券発売所（以下「定期券発売所」という。）	回数券	定期券発売所（難波、天王寺及び東梅田に限る。）	1日乗車券	各駅及び定期券発売所	旅客営業規則 2018年4月1日規則第38号 (乗車券の発売場所) 第19条 乗車券の発売場所は、次のとおりとする。ただし、当社が必要と認めるときは、他の場所で発売することがある。 <table><tr><td>乗車券の種類</td><td>発売場所</td></tr><tr><td>普通券 団体券</td><td>各駅</td></tr><tr><td>定期券</td><td>各駅並びに梅田、難波、天王寺、<u>中百舌鳥</u>、<u>太子橋今市</u>、東梅田、谷町九丁目、平野、<u>玉出</u>、弁天町、堺筋本町、大正、<u>京橋</u>及び<u>ポートタウン東</u>の各駅構内定期券発売所（以下「定期券発売所」という。）</td></tr><tr><td>回数券</td><td>定期券発売所（難波、天王寺及び東梅田に限る。）</td></tr><tr><td>1日乗車券</td><td>各駅及び定期券発売所</td></tr></table>	乗車券の種類	発売場所	普通券 団体券	各駅	定期券	各駅並びに梅田、難波、天王寺、 <u>中百舌鳥</u> 、 <u>太子橋今市</u> 、東梅田、谷町九丁目、平野、 <u>玉出</u> 、弁天町、堺筋本町、大正、 <u>京橋</u> 及び <u>ポートタウン東</u> の各駅構内定期券発売所（以下「定期券発売所」という。）	回数券	定期券発売所（難波、天王寺及び東梅田に限る。）	1日乗車券	各駅及び定期券発売所	
乗車券の種類	発売場所																					
普通券 団体券	各駅																					
定期券	各駅並びに梅田、難波、天王寺、東梅田、谷町九丁目、平野、弁天町、堺筋本町、大正及び京橋の各駅構内定期券発売所（以下「定期券発売所」という。）																					
回数券	定期券発売所（難波、天王寺及び東梅田に限る。）																					
1日乗車券	各駅及び定期券発売所																					
乗車券の種類	発売場所																					
普通券 団体券	各駅																					
定期券	各駅並びに梅田、難波、天王寺、 <u>中百舌鳥</u> 、 <u>太子橋今市</u> 、東梅田、谷町九丁目、平野、 <u>玉出</u> 、弁天町、堺筋本町、大正、 <u>京橋</u> 及び <u>ポートタウン東</u> の各駅構内定期券発売所（以下「定期券発売所」という。）																					
回数券	定期券発売所（難波、天王寺及び東梅田に限る。）																					
1日乗車券	各駅及び定期券発売所																					
2 前項の規定にかかわらず、発売する乗車券の種類、発売場所又は発売期間を指定することがある。 第35条 身体障がい者等に対する特割定期券の発売については、身障等割引規則及び <u>地方公共団体発行割引証等取扱規則</u> に定めるところによる。 <u>附 則</u> <u>この規則は、2021年9月15日から施行し、2021年5月1日から適用する。</u>	2 前項の規定にかかわらず、発売する乗車券の種類、発売場所又は発売期間を指定することがある。 第35条 身体障がい者等に対する特割定期券の発売については、身障等割引規則に定めるところによる。																					

身体障がい者等運賃割引規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
身体障がい者等運賃割引規則 (割引乗車券の種類及び発売) 第7条 手帳による割引を受けようとする身体障がい者、知的障がい者及びその介護人に対し、次の各号に規定する乗車券を発売する。その場合には、前条第4項に規定する運賃を適用するものとする。 (1) 当社線 旅客営業規則第17条に規定する特別割引普通券、特別割引定期券 (2) 当社線とシティバス線との連絡運輸 地下バス連絡規則第7条に規定する特別割引普通券、特別割引定期券 (3) 当社線と他の運輸機関の鉄道等(ただし、シティバス線を除く。)との連絡運輸 連絡運輸規則第10条に規定する特別割引普通券、特別割引通勤定期券、特別割引通学定期券 2 前項の規定にかかわらず、介護人が身体障がい者及び知的障がい者の乗車しようとする区間と同区間(乗車区間を包含する場合を含む。)について有効な乗車券等を既に所持している場合は、身体障がい者及び知的障がい者が単独で乗車券を購入できるものとする。 <u>3 旅客営業規則第17条及び地下バス連絡規則第7条に規定する特別割引定期券並びに連絡運輸規則第10条に規定する特別割引通勤定期券及び特別割引通学定期券(以下「特別割引定期券」という。)は、次の各号に定める発売場所において当該各号に定める手続きをしたときに発売する。</u> <u>(1) 定期券発売所 手帳等を提示して、旅客営業規則に規定する通勤定期券購入申込書又は通学定期券購入申込書を提出したとき</u>	身体障がい者等運賃割引規則 (割引乗車券の種類及び発売) 第7条 手帳による割引を受けようとする身体障がい者、知的障がい者及びその介護人に対し、次の各号に規定する乗車券を発売する。その場合には、前条第4項に規定する運賃を適用するものとする。 (1) 当社線 旅客営業規則第17条に規定する特別割引普通券、特別割引定期券 (2) 当社線とシティバス線との連絡運輸 地下バス連絡規則第7条に規定する特別割引普通券、特別割引定期券 (3) 当社線と他の運輸機関の鉄道等(ただし、シティバス線を除く。)との連絡運輸 連絡運輸規則第10条に規定する特別割引普通券、特別割引通勤定期券、特別割引通学定期券 2 前項の規定にかかわらず、介護人が身体障がい者及び知的障がい者の乗車しようとする区間と同区間(乗車区間を包含する場合を含む。)について有効な乗車券等を既に所持している場合は、身体障がい者及び知的障がい者が単独で乗車券を購入できるものとする。	

(2) 各駅（自動券売機） 当社が提供するインターネットにおける予約サービスを利用して、手帳等の画像その他必要な情報を送信し、予約サービスから受領した2次元コードを認証させたとき

（介護人に対する運賃の割引）

第8条 手帳による割引を受けようとする身体障がい者及び知的障がい者の介護人は、その身体障がい者及び知的障がい者と運賃の種類、乗車区間及び乗車券の有効期間が同一で、同時 （前条第3項第2号に規定する場合にあっては、連続） に運賃を支払う場合に限り、運賃の割引を受けることができる。

附 則

この規則は、2021年9月15日から施行する。

（介護人に対する運賃の割引）

第8条 手帳による割引を受けようとする身体障がい者及び知的障がい者の介護人は、その身体障がい者及び知的障がい者と運賃の種類、乗車区間及び乗車券の有効期間が同一で、同時に運賃を支払う場合に限り、運賃の割引を受けることができる。

地方公共団体発行割引証等取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
地方公共団体発行割引証等取扱規則 (乗車料金割引証による運賃の取扱い) 第19条 乗車料金割引証の交付を受けた者に対しては、同割引証の提示により、次の運賃について割引を行う。 (1) 当社線 普通運賃、定期運賃 (2) 当社線と大阪シティバス株式会社（以下「シティバス」という。）の指定する自動車線（以下「シティバス線」という。）との連絡運輸 普通運賃、定期運賃 2 前項の規定にかかわらず、乗車料金割引証の交付を受けた者のうち、第10条第2号に規定する者については、普通運賃のみ割引を行う。 3 前2項の割引を行う運賃は、次の各号に定めるところによる。 (1) 当社線 旅客営業規則第46条に規定する特割運賃、特割定期運賃 (2) 当社線とシティバス線との連絡運輸 大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則（以下「地下バス連絡規則」という。）第12条に規定する特割運賃、特割定期運賃 <u>4 乗車料金割引証の交付を受けた者に対する、特別割引定期券の発売は、身体障がい者等運賃割引規則第7条3項の規定を準用する。この場合において、同項中「手帳等」とあるのは「乗車料金割引証」と読み替えるものとする。</u> <u>附 則</u> <u>この規則は、2021年9月15日から施行する。</u>	地方公共団体発行割引証等取扱規則 (乗車料金割引証による運賃の取扱い) 第19条 乗車料金割引証の交付を受けた者に対しては、同割引証の提示により、次の運賃について割引を行う。 (1) 当社線 普通運賃、定期運賃 (2) 当社線と大阪シティバス株式会社（以下「シティバス」という。）の指定する自動車線（以下「シティバス線」という。）との連絡運輸 普通運賃、定期運賃 2 前項の規定にかかわらず、乗車料金割引証の交付を受けた者のうち、第10条第2号に規定する者については、普通運賃のみ割引を行う。 3 前2項の割引を行う運賃は、次の各号に定めるところによる。 (1) 当社線 旅客営業規則第46条に規定する特割運賃、特割定期運賃 (2) 当社線とシティバス線との連絡運輸 大阪シティバス株式会社との連絡運輸規則（以下「地下バス連絡規則」という。）第12条に規定する特割運賃、特割定期運賃	

連絡運輸規則 新旧対照表

改 定	現 行
(用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 社 当社線と連絡運輸を行う他の運輸機関で、次に掲げるものをいう。 ア 阪神電気鉄道株式会社（以下「阪神」という。） イ 京阪電気鉄道株式会社（以下「京阪」という。） ウ 近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。） エ 南海電気鉄道株式会社（以下「南海」という。） オ 阪急電鉄株式会社（以下「阪急」という。） カ 北大阪急行電鉄株式会社（以下「北急」という。） キ 泉北高速鉄道株式会社（以下「泉北」という。） ク 大阪モノレール株式会社（以下「大阪モノレール」という。） ケ 西日本旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ西日本」という。） コ 阪急バス株式会社（以下「阪急バス」という。） サ 伊丹市交通局（以下「伊丹市交」という。） シ 神戸市交通局（以下「神戸市交」という。） ス 近鉄バス株式会社（以下「近鉄バス」という。） セ 尼崎交通事業振興株式会社（以下「尼崎振興」という。） ソ 京都市交通局（以下「京都市交」という。）	(用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 社 当社線と連絡運輸を行う他の運輸機関で、次に掲げるものをいう。 ア 阪神電気鉄道株式会社（以下「阪神」という。） イ 京阪電気鉄道株式会社（以下「京阪」という。） ウ 近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。） エ 南海電気鉄道株式会社（以下「南海」という。） オ 阪急電鉄株式会社（以下「阪急」という。） カ 北大阪急行電鉄株式会社（以下「北急」という。） キ 泉北高速鉄道株式会社（以下「泉北」という。） ク 大阪モノレール株式会社（以下「大阪モノレール」という。） ケ 西日本旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ西日本」という。） コ 阪急バス株式会社（以下「阪急バス」という。） サ 伊丹市交通局（以下「伊丹市交」という。） シ 神戸市交通局（以下「神戸市交」という。） ス 近鉄バス株式会社（以下「近鉄バス」という。） セ 尼崎交通事業振興株式会社（以下「尼崎振興」という。） ソ 京都市交通局（以下「京都市交」という。） <u>タ 南海バス株式会社（以下「南海バス」という。）</u> <u>チ 南海ウイングバス金岡株式会社（以下「南海ウイング金岡」という。）</u> <u>ツ 南海ウイングバス南部株式会社（以下「南海ウイング南部」という。）</u>

タ 阪神バス株式会社（以下「阪神バス」という。）

(2) 自動車線 社の経営する自動車線をいう。

(3) 運賃 旅客営業規則に規定する運賃又は社の運賃をいう。

第4節 定期券の様式

(定期券の様式)

第37条 定期券の様式は、次のとおりとする。

(1) 通勤用

縦 5.75cm 横 8.5cm



(2) 通学用

縦 5.75cm 横 8.5cm

テ 南海りんかんバス株式会社（以下「南海りんかんバス」という。）

ト 和歌山バス株式会社（以下「和歌山バス」という。）

ナ 和歌山バス那賀株式会社（以下「和歌山バス那賀」という。）

三 阪神バス株式会社（以下「阪神バス」という。）

(2) 自動車線 社の経営する自動車線をいう。

(3) 運賃 旅客営業規則に規定する運賃又は社の運賃をいう。

第4節 定期券の様式

(定期券の様式)

第37条 定期券の様式は、次のとおりとする。

(1) 通勤用

縦 5.75cm 横 8.5cm



(2) 通学用

縦 5.75cm 横 8.5cm



附 則

この規則は、2021年 9月15日から施行する。

Ⅱ 鉄軌道自動車線連絡



Ⅱ 鉄軌道自動車線連絡

2 自動車線・南海・当社線の3線連絡

(1) 発売範囲

<u>南海バス、南海ウイング金岡、南海ウイング南部、南海りんかんバス、和歌山バス、和歌山バス那賀</u>		南海		当社線			
<u>路線</u>	<u>発売範囲</u>	<u>接続駅</u>	<u>路線</u>	<u>発売範囲</u>	<u>接続駅</u>	<u>路線</u>	<u>発売範囲</u>
<u>南海が自動車線各社と定める路線及び接続駅</u>			<u>I 鉄軌道連絡6 南海電気鉄道連絡に定めるとおりとする。</u>				

(2) 発売券種

ア 当 社 発売しない

イ 自動車線 発売しない

ウ 南 海 通勤定期券（大人のみ）

通学定期券

5 自動車線・泉北・当社線の3線連絡

（1） 発売範囲

南海バス			泉北			当社線		
路線	発売範囲	接 続 駅	路 線	発 売 範 囲	接 続 駅	路 線	発 売 範 囲	
泉北が自動車線と定める路線及 び接続駅			I 鉄軌道連絡10 泉北高速 鉄道連絡に定めるとおりとす る。					

（2） 発売券種

ア 当 社 発売しない

イ 自動車線 発売しない

ウ 泉 北 通勤定期券（大人のみ）

通学定期券

8 自動車線・南海・当社線・阪神の4線連絡

（1） 発売範囲

南海バス、南海ウイング金 岡、南海ウイング南部、南海 りんかんバス、和歌山バス、 和歌山バス那賀			南海			当 社 線	阪神		
路線	発売範囲	接 続 駅	路 線	発 売 範 囲	接 続 駅	接 続 駅	接 続 駅	路 線	発 売 範 囲

通学定期券

12 自動車線・南海・当社線・京阪の4線連絡

(1) 発売範囲

南海バス、南海ウイング金岡、 南海ウイング南部、南海りん かんバス、和歌山バス、和歌 山バス那賀		南海			当 社 線	京阪		
路線	発売範囲	接 続 駅	路 線	発 売 範 囲	接 続 駅	接 続 駅	路 線	発 売 範 囲
南海が自動車線各社と定める路線 及び接続駅			I 鉄軌道連絡15 南海・ 当社線・京阪の3線連絡に 定めるとおりとする。					

(2) 発売券種

ア 当 社 発売しない

イ 自動車線・京阪共 発売しない

ウ 南 海 通勤定期券（大人のみ）

通学定期券

振替輸送取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行
(振替乗車票の発行) 第5条 振替輸送の取扱いを行うときは、旅客に対して乗車券と引換え（定期券又は振替輸送を行う区間を経由して前途有効な乗車券を所持する場合は、その確認後）に振替乗車票を発行する。ただし、振替乗車票を発行することが困難な状況にあるときはこの限りでない。 <u>附 則</u> <u>この規則は、2021年9月15日から施行する。</u>	(振替乗車票の発行) 第5条 振替輸送の取扱いを行うときは、旅客に対して乗車券と引換え（定期券又は振替輸送を行う区間を経由して前途有効な乗車券を所持する場合は、その確認後）に振替乗車票<u>（西日本旅客鉄道が発行する代行乗車票を含む。以下同じ。）</u>を発行する。ただし、振替乗車票を発行することが困難な状況にあるときはこの限りでない。 —